

議案第 10 号

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の育児休業等に関する条例を改正する条例

橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことが、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)</u>における<u>保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の<u>育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたこと</u>により当該育児休業に係る子について<u>育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずること</u>となったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、<u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の<u>育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたこと</u>により当該育児休業に係る子について<u>育児休業の期間の再度の延長をしなければ、その養育に著しい支障が生ずること</u>となったこととする。</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことが、<u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたこと</u>により当該育児休業に係る子について<u>育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずること</u>となったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、<u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</u>その他の<u>育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたこと</u>により当該育児休業に係る子について<u>育児休業の期間の再度の延長をしなければ、その養育に著しい支障が生ずること</u>となったこととする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。